

仏検 1 級合格者の会
Association des Lauréats du Futsuken Ikkyu (ALFI)

会則

2006 年 7 月 22 日制定
2015 年 7 月 5 日改定
2016 年 8 月改定

第 1 章 総 則

第 1 条 [名称]

本会は、仏検 1 級合格者の会 (Association des Lauréats du Futsuken Ikkyu, 略称 ALFI アルフィ) と称する。

第 2 条 [目的]

本会は会員間の親睦・相互援助・情報交換を図り、あわせて日本におけるフランス語の普及と日仏親善・交流の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 [活動]

本会は次の活動を行なう。

- ① 会員間の親睦・相互援助を図る活動
- ② フランスおよびフランス語圏に関する情報交換
- ③ 日本におけるフランス語の普及と日仏親善・交流の発展を図る活動
- ④ その他、本会の目的に適うすべての活動

第 4 条 [事務所]

本会の事務所は東京都千代田区九段北 1-8-1 九段 101 ビル 6 F (〒102-0073)財団法人フランス語教育振興協会におく。

第 2 章 会 員

第 5 条 [会員]

本会の会員は次の三種とする。

- ① 本会員 (仏検 1 級合格者)
- ② 賛助会員 (本会の目的に賛同し、その活動を援助する個人または団体)
- ③ 名誉会員 (本会の目的に関連する領域において功績が顕著であり、役員会の推挙により総会で承

認された者)

第6条 [入会手続]

仏検1級合格者であれば、合格の年度を問わず、本会に入会を申し出、年会費を支払うことにより、本会員として登録される。

賛助会員になろうとする者は所定の手続により申し込みをし、役員会の承認を得て会員となる。賛助会員が団体の場合には、代表者1名を届け出るものとする。

第7条 [会費]

年会費に関しては、別紙の会費規定に定める。

第8条 [会員資格の喪失]

会員は次のいずれかの理由により、役員会の決定を経て、その資格を失う。

- ① 年会費を支払わない場合
- ② 退会の申し出があった場合
- ③ 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合
- ④ その他役員会において不適当とみなされた場合

第3章 役員および役員会

第9条 [役員]

本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長 (必要に応じ)	1名以上
役員	若干名
会計	1名
監査	1名

APEF 現職員は議決権を有する役員になれない。
監査を除く役員の兼任についてはこれを妨げない。

第10条 [役員を選任]

前条に定める各役員は、各々、本会員のうちから総会において選任する。

但し、会長がその任期途中で退任した場合、会長は、監査以外の役員の中から後任を選任し、すみやかに役員会の承認を得ることとする。その交替は、次回総会において承認を得なければならない。監査は本会員以外から選任する。

第11条 [会長・副会長・監査]

会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
監査は会務、資産および会計の監査を行なう。

第 12 条 [役員会の構成・任務]

会長、副会長、役員、および会計は役員会を構成し、本会運営上の重要事項を審議し、決定する。
監査は役員会に出席することができるが、議決権は有さない。

第 13 条 [役員会の招集と議決]

会長は役員会を年に 1 回以上招集し、その議長となる。
役員会は全役員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
議決は出席者の過半数の賛成をもって議決を行なう。
但し、インターネットで役員会を開催する場合には、全役員の過半数の賛成をもって議決を行う。

第 14 条 [役員任期]

役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、途中で退任した場合は、総会で後任者を選任する。後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 15 条 [顧問の委嘱と任期]

本会の目的の推進に寄与しうる内外の有識者を本会顧問に委嘱することができる。
顧問の委嘱は、役員会の提案を受けて総会で決定する。
顧問の任期は第 14 条の役員任期に準ずる。

第 4 章 支 部

第 16 条 [支部]

本会は役員会の承認を経て支部を開設および閉鎖することができる。

第 5 章 総 会

第 17 条 [総会の地位]

総会は本会の最高議決機関である。

第 18 条 [総会の開催]

通常総会は少なくとも年 1 回、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。但し、役員会が必要と認めるとき、または本会員の 5 分の 1 以上の要求があったときには、特別総会を開催する。

第 19 条 [総会の招集と議決]

会長は総会を招集し、総会の議長を指名する。
議決は出席した本会員の過半数をもって行なう。

第 20 条 [総会事項]

総会においては次の事項を審議・決議する。

- ① 役員を選任
- ② 本会の活動に関する重要事項
- ③ 予算および決算
- ④ 会則の変更
- ⑤ その他必要事項

第 6 章 会 計

第 21 条 [年度]

本会の会計年度は、2017 年度から毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。
但し、2016 年度は 2016 年 4 月 1 日から 2017 年 9 月 30 日までの 1 年半とする。

第 22 条 [予算決議前の経費]

10 月 1 日より通常総会開催の日までは、前年度予算を基準として経費の支払いを行なう。

第 7 章 補 則

第 23 条 [本会則の施行]

本会則は第一回設立総会にて承認され、2006 年 7 月 22 日に発効した。

第 24 条 [役員氏名の明示]

第 9 条に定める各役員の氏名及び任期は、別紙の役員名簿に明示する。